

有料老人ホームと サービス付高齢者住宅の違い



1-1. 有料老人ホームとはどのような住まいなのか？

1. 基本定義

- 高齢の入居者に、食事・介護・家事・健康管理の内、
- いずれかのサービスを提供する住居を意味する



2. 根拠法

- 老人福祉法29条
- 入居者の生活を安定させる等、「老人の福祉を図る趣旨」
- 設置に関しては最低限の規制に留める
 - ① 都道府県知事等への事前届け出義務（届出の受理を拒否出来ない）
 - ② 帳簿の作成・保全・契約内容等に係るチェック
 - ③ 但し、各自治体は設置運営のガイドライン策定・指導・監査が可能

1-2. 有料老人ホームの3類型

3. 有料老人ホームのタイプ

●サービス提供法の違いから、以下の3類型に分かれる

①「介護付き」有料老人ホーム

- 生活支援等サービスから介護サービスまで
- ホームスタッフにより一体的な提供を受ける

②「住宅型」有料老人ホーム

- 介護サービスについては入居者自身が外部介護事業者と契約
- 契約事業者からサービスの提供を受ける

③「健康型」有料老人ホーム

- 介護サービスが必要になった段階で→退去するタイプ



2-1. サービス付き高齢者住宅とはどのような住まいなのか？

1. 基本定義

- 高齢者向け賃貸住宅、又は、ホームであって、
- 居住の用に供する専用部分に高齢者を入居させ、
- 状況把握・生活相談サービス等を提供する住居



2. 根拠法

- 高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）5条
- 良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅登録制度を設ける
- 設置に関しては任意の情報登録制度だが…
 - ① 登録には国が定める以下の一定基準を満たさなければならない
 - (1) 規模と設備に関する基準
 - (2) 見守りサービスに関する基準
 - (3) 契約に関する基準

2-2. サービス付き高齢者住宅の特徴

3. 介護の必要がない、比較的に元気な高齢者のための施設

●サービス付き高齢者向け住宅で義務付けられているのは以下の2つ。

1. 安否確認サービス
2. 生活相談サービス

●サービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームのように介護サービスの提供がない分、自由度の高い生活ができることが特徴

4. 日中は資格を持った担当スタッフが常駐

●日中は、看護師や介護福祉士といった指定の資格を持った担当スタッフが常駐が義務付けられる

●夜間については、常駐は義務付けられていないが、何かあったときに速やかに駆けつけることができる状態にすることが義務化

